

戦争・死刑と国家。そして国家と人民（75）

2017年 7月 1日

小田中聰樹

（東北大学名誉教授・みやぎ憲法九条の会世話人）

（今回は2016年—昨年—4月に生じた諸問題の5回目です。TPP問題を取り上げます。）

Ⅲ TPPと人民の暮らし

一 TPP問題の推移

（1）消費税増税

①消費税増税が行われてから2年になり、この間、国内総生産（GDP）はマイナスに転じ、個人消費も落ち込んだ。とくに個人消費は、2014年4～6月期に305.8兆円に急落。2015年10～12月期には304.4兆円に急落した。増税前には2014年1～3月期には321.8兆円だったのに比べると、急落振りは明らかである（4月1日赤旗）。

②消費税の特徴は、所得の如何に拘らず一律に適用されるため「逆進性」、つまり所得が低い人ほど税金が重くなることである。その影響は、経済的・社会的格差を拡大することであり、貧困の拡大である。

②消費税増税は、法人税減税とワンセットである。つまり消費税増税分は法人税減税分の穴埋めに使われるのである。

そして軍事費は拡大する一方である。まさしく消費税増税は、日本を軍事優先国に化するものである。

（2）①3月29日、米日経済協議会（全米商工会議所の関連団体）は、TPP（環太平洋経済協定）を機に安倍政権に求める「提言」を発表した（4月1日赤旗）。

②その「提言」の概要は次の通りである。

①税制については、「継続的な法人税率の引

き下げ」を求め、税率を数年以内に「25%に近づけること」。

また大企業が利用している研究開発減税を、「恒久化」すること。また、企業が赤字を翌年度に繰り越して税金を減らせる「繰越し欠損」の期間を20年に延長すること。

②労働分野では、「専門職」の労働時間規制をなくす労働基準法改定と、残業代をゼロにする「ホワイトカラー・エグゼンプション」を要求。

③規制分野では、「企業の完全な農場所有権を認めること、食品安全基準を緩和すること、カジノを中心とした「統合型リゾート（IR）」を可能にする法律の制定を勧告。

④「企業の臨時社員・契約労働者を雇用する裁量を拡大する労働基準法の改定と、カジノ法が「2016年に国会を通過することが重要となる」こと。

「日本のベースロード電源構成の一主要構成部分として原子力エネルギーを含め続けることは最優先課題である」こと。

⑤医療産業が経済の「新たな成長力」となること。

⑥日本郵政の民営化推進や共済の規制強化を求めること。

⑦右の提言は、第一に、アメリカの日本に対する内政干渉であること、第二に「提言」

の内容が、いずれも経済的・社会的格差を大きく広げるものであること、第三に安倍政府はこれらの要求を丸ごと呑むであろうことを示している。

(3) 安倍内閣は、今国会で TPP (環太平洋経済協定) を批准する承認案と関連一括法を提出しようとしている。いま市民団体、農・漁業協同組合連合会等は反対運動に立ち上がっている。TPP の問題点は何か。このことについては既に述べたが、ここで再度、約言すれば、次の通りである (4月4日赤旗、経済 2016年6月号)。

①第一に、すべての物品の関税が撤廃されることである。

②第二に、TPP 交渉が秘密裏に行われていることである。

③第三に、薬品漬けのアメリカの食料が安価な値段で国内市場に出廻り、私たちの「食の安全」が損なわれることである。

④第四に、日本の市場の破壊 (金融市場)、投資市場、農漁業市場、薬価・医療市場、知的財産権侵害、弁護士・会計士市場破壊などが生ずることである。

⑤第五に、自民党の公約違反 (2012年12月総選挙で自民党は「TPP 断固反対」を掲げた)、と国会決議違反である (衆参両院農水委員会は、「10年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと」) を決議 (その内容は既述参照)。

(4) ①2016年4月4日に、日本銀行が量的・質的金融緩和 (異次元の金融緩和) に踏み切って3年になった。

この金融緩和政策は、日銀が民間銀行に大量に融資すれば、物価が上がり、経済活動は活潑になるという想定で組み立てられた金融

政策である (4月5日赤旗)。

②しかし、現実には、異次元金融緩和は想定とは異なり、物価は上昇し、株価上昇で株式取引で巨額の利益を得る株屋がふえ (外国人投資屋を含め)、家計を圧迫し、消費は減少し、円安を加速させるため、中小企業や農漁業は衰退しているのである。

③にも拘らず、黒田日銀総裁は、「追加緩和の手段に限りはない」、2%の物価目標の達成のために異次元緩和をさらに進める、と述べた (4月3日講演)。端的にいえば、日銀は日本の市場を日米の大企業や富裕層に売っているのである。

(5) 4月5日、TPP 承認案及び関連法案の国会 (衆議院) 審議が始まった。

笠井議員 (共産党) は、“①TPP は国会決議に違反し、同決議が求める情報提供も行われていない、交渉の経過を国会と国民に報告し、十分な情報開示を行うよう迫った。②そして日米の財界・多国籍企業が TPP を強く要求し、一方で国民からは TPP 妥結の声は上がっていないと指摘し、③農業分野では日豪 EPA (経済連携協定) やウルグアイラウンド農業合意をはるかに上回る関税撤廃が求められ、「史上最悪の農業つぶし」だと批判した。④さらに「非課税措置の撤廃」については、食の安全、医療・労働・金融・保険などあらゆるサービスが規制緩和の対象となること、その上、緩められた規制を元に戻せない仕組みや企業や投資家が損害を受けたときは ISD (投資家対国家紛争解決) 条項を用いて相手国を訴える仕組みが用意されており、今後の国民生活と営業を脅かすことは明白だ”と批判した (4月6日赤旗)。

これに対し、安倍首相は、“TPP が開いた

新しいチャンスに果敢に挑まなければならない”と答弁した（前掲赤旗）。

この安倍答弁が虚構であることはすでに話したところからも明らかである。

（6）①4月7日、TPP承認案と関連法案を審議する衆院 TPP 特別委員会の総括質疑が始まった（4月8日赤旗）。

その質疑で初めに問題となったのは、安倍政府の秘密主義である。

②そもそも2013年4月の衆参両院の農林水産委員会が可決した決議には「交渉により収集した情報については国会に速やかに報告するとともに、国民への十分な情報提供を行い、幅広い国民的議論を行うよう措置する」と明記している。

ところが野党各党が今回の特別委員会での審議の前提として情報開示を求めたのに対し、5月に政府が示した交渉論点整理の文書（45頁）は、表題と日付を除き、すべて黒塗りの文書であった。

③このことにつき、安倍首相は、“交渉というのは妥結がすべてだ…出せないものを出せといわれても実りのある審議にならない”と述べたのである。

④これは安倍政府の政策の基本を示しているのが秘密主義であることの何よりの証左である。

⑤それだけではない。安倍首相は、TPP特別委員会の総括質疑で、①TPPにより国内総生産（GDP）14兆円の押し上げ効果が持続する…21世紀のビジネスに相応しい先進国ルールが盛り込まれたこと、②（民進党柿沢氏が「(自民党は)『TPP断固反対』といったはずだ」と指摘したのに対し、「私自身はTPP断固反対といったことはただの一回もない」

と答弁したのである。

⑥これらの事実は、TPPが嘘と秘密の生産物であることを示すものである。因みに黒塗り文章を示す（4月8日赤旗）。

（7）安倍首相は、長時間労働を是正するという名目で労働基準法36条、いわゆる「三六協定」の再検討に乗り出した（4月8日赤旗）。

①もともと労働基準法32条は、労働時間を週40時間、一日8時間と定めており、その法定時間を超えて労働させたい場合には、三六協定（労働基準法36条に基づき使用者と労働者組合とが結ぶ協定）を結ばなければならない。

ところが労働法36条には残業時間の制限規定はないが、労働省告示により「週15時間、月45時間、年300時間」とされている。そして「特別な事情」がある場合には限度を超えた協定を結んで無制限に労働させてよいことになっている。

②赤旗の分析結果では次の通りである。大企業40社の三六協定が、月80時間の残業協定を結んでいる企業は40社のうち31社であり（77.5%）、さらに3割の企業が年間800時間を超える協定を結んでいる。

③つまり、日本の労働者に過労死の多いのは三六協定により無制限の労働を強いられているからである。



この過労死を防ぐには、労働時間の法的制限が必要である。

ところが、安倍政府は、労働基準法を改定（改悪）し、「高度プロフェッショナル制度」という名の無制限労働を正当化する労働時間規制除外を作ろうとしているのである。

（８）①2016年4月25日から衆議院環太平洋連携協定（TPP）特別委員会の野党の総括的質疑が行われることになった（4月14日赤旗）。

②そのTPPがコメ生産に与える影響につき赤旗の調査があるので紹介する。

その影響は次の通りである。

米の減少額は、政府試算では「影響なし」である。

他方、青森県は23億円、福井県は15億2000万円、滋賀県は18億円、和歌山県は12億4000万円、熊本県は13億6000万円、合計で82億2000万円である。

③このことは、TPPの米作農家に与えるダメージは大きいこと、米作農家が破滅寸前まで追い込まれていることを表わしている。

④4月18日、鈴木宣弘教授（農業経済学）の研究グループは宮城県内の農業生産額が約270億円減少するとの独自の試算結果（暫定値）を明らかにした。コメ（米）については

減少額が約53億円になるとの見通しを示した。一方、県は2016年1月国の試算方法を準用し、農林水産物で最大78億円減少するとの結果を公表した。農産物単体では最大37億円とした。傍線部分をと比較すると7倍以上の開きがある。

⑤鈴木教授は、“国内対策を前提にコメなどへの影響はないとした国の試算を用いれば、県の減少額は微々たるものになる。今回はあくまで暫定値であり、（減少額は）さらに膨らむ可能性がある”と河北の取材に対し話した（河北新報4月19日）。

⑥以上の事実は、安倍政府のTPPの影響を微々たるものだとする説明が虚偽であることを示している。

（9）4月25日、自公両党は、幹事長・国会対策委員長が会談し、TPP承認案と関連法案について今国会での成立を見送り、衆議院段階で継続審議とすることを正式に確認した（4月26日赤旗）。

なお、自民党佐藤国対委員長は、記者団に対し「月内（4月内）の衆院通過は難しい。次の（臨時）国会に委ねる」と述べた（4月26日赤旗）。

に許されない”と強調した。

その他全労連の川村常任幹事は、“TPPは成長戦略というが、まったく逆だ。雇用が失われ、地域で業者の仕事を奪う。食の安全が不安になり、医薬品も高くなる、阻止のため最後までみなさんとがんばる”と述べた。

（2）①4月6日、「TPP批准阻止などの要求実現をめざす定例会国会活動」が衆議院第二

二 TPP 反対運動

（1）①4月5日、「STOP TPP!! 官邸前アクション」が首相官邸前で開かれた（4月6日赤旗）。

②内田聖子アジア太平洋資料センター事務局長は、“各国では秘密交渉への批判が強く、国民に説明している。それなのに安倍内閣は情報を隠し、批准への審議を強行する、絶対

議員会館前で行われ、300人が参加し、中央社会保障推進協議会、安保破棄中央実行委員会、など各分野の代表が決意表明した。

例えば農民運動全国連合会青年部の渡辺事務局長は、“影響はないとの政府の試算はこまかして許されない”と批判し、“TPPは、多くの先人たちの汗と涙、努力を無にするものだ、みなさんと力を合わせ必ず批准を阻止する”と訴えた（4月7日赤旗）。

②④また「国民の食糧と健康を守る運動全国連絡会」は、衆議院議員会館を訪れ、TPP特別委員にたいしTPPの批准をさせず、関連一括法案の廃止を求める要請を行った（4月7日赤旗）。

⑤全国食健連の坂口事務局長は、“国会決議で交渉から「除外」するとした重要5項目の農産物も3割が関税撤廃となっていることについて、国会決議違反であり、批准するのはおかしい”と批判した。そして、国民への情報公開につき、“TPP協定の付属書を含め多くが和訳で公表されておらず、交渉当時の甘利TPP担当相と米通商代表部のフロマン代表との会談記録も全部黒塗り状態で…こんな状態では十分審議ができない”と述べ、安倍政府の国会無視と秘密主義を鋭く告発した（4月7日赤旗）。

（3）4月20日、国民大運動実行委員会、安保破棄中央実行委員会、中央社会保障推進協議会は「TPPからただちに撤退せよ」と国会前抗議行動を行なった。400人が参加した（4月21日赤旗）。

（4）①4月22日、民進党、社民党、生活の党、共産党の野党が「畜産物の価格安定に関する法律および独立法人農畜産業振興機構法の一部を改定する法律案」を衆議院に共同提

出した（4月23日赤旗）。

この法律は、これまで予算措置で実施されてきた牛肥育経営安定特別対策事業（牛マルキン）と養豚経営安定対策事業（豚マルキン）を法制化するものであり、肉用牛、豚肉の標準的な販売価格が、標準的な生産コストを下廻った場合に、農畜産業振興機構が、国と生産者による積立金からその差額を補填する交付金を交付し、補填割合に積み増しや、国庫負担金利を増すなどして、畜産経営の支えを強化する法である。

②これはTPPとは全く別の発想に立ったものである。TPPで破壊されようとしている畜産業者を支援する法案である。

（5）TPP批准阻止のたたかいは、全国的に各地で闘われている（4月25日赤旗）。

岩手で、埼玉で、東京で、建設業界で、港湾業界で、医療界で、社会保険業界で――。

その一例を示せば、①中央社会保障推進協議会の山口事務局長は、“今は基本的に保険証一枚あれば、どこでも必要な医療が受けられる。TPPはその根本が崩される”と訴えた。

②その理由とは、TPPは医薬品や医療機器の価格決定に対し、大きな力を持つアメリカ製薬大企業が利害関係者とし介入する仕組みだからである。そしてアメリカの新薬の特許期間やバイオ医薬品の保護期間の延長、高額な新薬の支払が迫られ、そのため保険財政はひっ迫し、患者の窓口負担が増加し、医療サービスの質の低下の危険がある、ということである。③要するにTPPは、日本の公的医療保険システムを破壊するものである。

（6）TPPをめぐる闘いは、日本の産業を守り、人民の生活とくらしを守る闘いである。この闘いは、平和憲法と人権を守る闘い

と一体不可分である。

このことを確認し、次に安保法制違憲訴訟

III 安保法制（戦争法）違憲訴訟

一 違憲訴訟問題

(1) ①4月26日、安保法制に対し、違憲とする訴訟が東京地方裁判所に対し二つ停機された。第一は、安保法制違憲・国家賠償請求。第二は、安保法制違憲差止め請求である。

法律家や市民 200 人超が全国各地の 620 人の弁護士・裁判官を訴訟代理人となり、東京を始め札幌から福岡までの地裁に提訴する（赤旗 4 月 21 日）。

②では違憲とする理由は何か。幸いにして違憲訴訟代理人寺井一弘弁護士からいくつかの資料を戴いたので、第一に「安保法制違憲・国家賠償請求の概略」と、第二に「安保法制違憲・差止め請求」の概略を記すことにする。なお訴状は長文なものであるため、項目のみを記し、その後に私の感想を記すこととする。

(2) 安保法制違憲・国家賠償請求訴訟

①請求の趣旨 ① 被告（国側）は、原告らそれぞれに対し各金 10 万円及びこれに対する平成 27 年 9 月 19 日から支払い済みまで年 5 分の割合による金員を支払え。②訴訟費用は被告の負担とする。との判決並びに第一項につき仮執行の宣言を求める。

（請求の原因）

第 1 国の公権力の行使に当たる公務員による、その職務を行うについての加害行為と原告らの権利侵害の概要

- 1 新安保法制法の制定
- 2 新安保法制法案に向けての閣議決定・

の問題に移ることとする。

国会提出

- 3 新安保法制法の中心的内容
- 4 新安保法制法の制定行為の違憲性
- 5 新安保法制法の制定過程の反民主主義性
- 6 原告らの権利侵害
- 7 まとめ

第 2 集団的自衛権の行使等を容認する新安保法制法は違憲であり、その制定に係る内閣及び国会の行為は違法であること

- 1 新安保法制法制定の経緯
- 2 集団的自衛権の行使が違憲であること
 - (1) 集団的自衛権の行使容認
 - (2) 憲法 9 条の解釈における集団的自衛権行使の禁止
 - (3) 閣議決定と新安保法制法による集団的自衛権行使の容認
 - (4) 集団的自衛権行使容認の違憲性
 - (5) 立憲主義の否定

3 後方支援活動等の実施はいずれも違憲であること

- (1) 後方支援活動等の軍事色強化
- (2) 後方支援活動等の武力行使性
- (3) 後方支援活動等の他国軍隊の武力の行使と一体化
- (4) 後方支援活動等の違憲性

4 砂川事件判決について

5 新安保法制法の違憲性とその制定に係る内閣及び国会の行為の違法性

第 3 新安保法制法の制定に係る行為による原告らの権利侵害

1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況

2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等

3 集団的自衛権の行使等による自衛隊の海外出動と戦争参加による国民・市民の権利侵害の危険性・切迫性

4 原告らの権利、利益の侵害（概論）

(1) 平和的生存権の侵害

(2) 人格権の侵害

(3) 憲法改正・決定権の侵害

5 原告らの権利、利益の侵害（詳論）

(1) 多様な原告らの権利侵害

(2) 平和を望む国民・市民

(3) 先の太平洋戦争で被害を受けた者とその家族

ア 原爆を投下された広島・長崎で被爆した者とその家族

イ 唯一の地上戦により被害を受けた沖縄県民

ウ 空襲被害者

エ シベリア抑留者その他戦争により被害を受けたものとその家族

(4) 原子力発電所関係者

(5) ジャーナリスト

(6) 地方公共団体・指定公共機関の労働者、医療従事者、交通・運輸労働者

(7) 憲法研究者

(8) 宗教者

(9) 教育関係者

(10) 女性や子供を持つ親たち

(11) 若者

(12) その他の被害者

第4 原告らの損害

第5 公務員の故意・過失及び因果関係

1 公務員の故意・過失

2 加害行為と損害との因果関係

第6 結論

第7 さいごに

(3) 安保法制違憲・差止請求訴訟

自衛隊出動差止め等請求事件

訴訟物の価額 金 680 万円 (160 万円+10 万円×52 名)

貼用印紙額 金 3 万 8000 円

請求の趣旨

1 内閣総理大臣は、自衛隊法 76 条 1 項 2 号に基づき自衛隊の全部又は一部を出動させてはならない。

2 防衛大臣は、重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律の実施に関し、

(1) 同法 6 条 1 項に基づき、自ら又は他に委任して、同法 3 条 1 項 2 号に規定する後方支援活動として、自衛隊に属する物品の提供を実施してはならない。

(2) 同法 6 条 2 項に基づき、防衛省の機関又は自衛隊の部隊等（自衛隊法 8 条に規定する部隊等をいう。以下同じ。）に命じて、同法 3 条 1 項 2 号に規定する後方支援活動として、自衛隊による役務の提供を実施させてはならない。

3 防衛大臣は、国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律の実施に関し、

(1) 同法 7 条 1 項に基づき、自ら又は他に委任して、同法 3 条 1 項 2 号に規定する協力支援活動として、自衛隊に属する物品の提供を実施してはならない。

(2) 同法7条2項に基づき、自衛隊の部隊等に命じて、同法3条1項2号に規定する協力支援活動として、自衛隊の役務の提供を実施させてはならない。

被告は、原告らそれぞれに対し、各金10万円及びこれに対する平成27年9月19日から支払い済みまで年5分の割合による金員を支払え。

訴訟費用は、被告の負担とする。

この判決並びに第4項につき仮処分の宣言を求める。

請求の原因

(目次)

第1 本件訴訟の概要と意義

- 1 新安保法制法の制定とその憲法違反、立憲主義違反
- 2 原告らの権利の侵害と本件訴訟の意義

第2 集団的自衛権の行使、後方支援活動の実施及び協力支援活動の実施の違憲性

- 1 新安保法制法の制定
- 2 集団的自衛権の行使が違憲であること
- 3 後方支援活動等の実施が違憲であること

第3 集団的自衛権の行使等による原告らの権利の侵害

- 1 集団的自衛権の行使等によってもたらされる状況
- 2 各事態においてとられる措置と国民の権利制限・義務等
- 3 平和的生存権、人格権及び憲法改正・決定権
- 4 集団的自衛権の行使等による平和的生存権等の侵害

第4 差止の訴えによる差止請求

- 1 本件処分
- 2 集団的自衛権の行使等の処分性
- 3 原告適格について
- 4 重大な損害を生じるおそれについて
- 5 補充性について
- 6 処分が行われる蓋然性について
- 7 違法性

第5 原告らの損害と国家賠償責任

- 1 加害行為
- 2 原告らの損害
- 3 公務員の故意・過失
- 4 加害行為と損害との因果関係
- 5 結論

第6 終わりに

別紙 原告らの権利侵害の具体的内容

第1 戦争体験者

- 1 空襲被害者
- 2 広島・長崎の原爆被害者
- 3 その他の戦争体験者

第2 基地周辺住民

- 1 厚木基地周辺住民
- 2 横須賀基地周辺住民

第3 公共機関の労働者

- 1 航空労働者
- 2 船員
- 3 鉄道労働者
- 4 医療従事者

第4 その他の特徴的な被害者

- 1 学者・教育者
- 2 宗教者
- 3 ジャーナリスト
- 4 母親等
- 5 障がい者
- 6 在日外国人
- 7 自衛隊関係者

8 原発関係者

(3) この二つの訴状は、いずれも戦争のもたらす悲惨でむごたらしい被害を人民に与えることが、数多くの実例を基に数多く書かれており、極めて感動的である。

その中で安保法制違憲・差止請求の中の3例を書く。

①「原告は現在68歳で、戦後生まれであるが、東京大空襲で、祖父は妻、嫁、孫を失い、父は妻、長男、姉を失った。祖父と父は、深川から大森まで歩いて探し回ったが、その家族や遺体はおろか、遺留品さえも見つけることができないという無念の思いをした。40年間高校教師として日本史を教えてきて、歴史を学ぶ中で、国家は国民を最後は守らないということを痛感してきたが、いつか改善されるという期待を持ちつつ、生徒にあるべき国家像を語りかけてきた。しかし、この度の安保法制の制定と、立憲主義を無視した審議経過は、空襲被害者を見殺しにした戦前の国家体制と同根の思想に立脚したものとしか思えず、再び戦争に巻き込まれ、あるいは戦争に突き進む危険をもたらすものである。教え子たりを二度と戦場に送りたくない。」

② 原告は、大正14年7月21日生まれで、現在90歳である。

原告は、昭和20年8月9日の長崎原爆で、「家族、いとこ、おば、おじ、同級生の多くを目の前で焼きました。あの悪臭、川を流れる死体の多さ、今でも目に焼き付いています」という。あのいまわしい戦争が二度と起こらないように、「被爆者歌う会ひまわり」で、歌の語り部として活動している。平和に

なって70年余、今また生臭い感じがする。

「戦争を知らない政治家たちよ、目を覚ましてください」と原告は訴える。

③ 原告は、昭和7年に満洲で生まれ、83歳。父は軍人で、昭和13年に奉天で、病死し、母、兄、妹、原告の4人で長崎に帰った。

昭和20年8月9日、長崎へ原爆投下当時、旧制中学1年。自宅は爆心地から約3.2kmの山陰のところで、2階で真っ白な光を感じ、気を失った。しかし、母子4人は奇跡的に傷を負わずに済んだ。母の姉の家族は3人死亡、父の姉の家族は2人死亡した。戦後の母子家庭の生活は苦しく、原告は一旦働いた後、苦学して東京理科大を卒業し、東北大学工学部の研究者になり、63歳で退職後、十文字女子大学教授となり70歳で退職した。

原告は、安保法制の制定で、私たちの生活は大きく変わり、軍事経済大国への道を一層加速すると思う。自分は、先の戦争の体験者、原爆の被害者として、戦争のもたらす国民生活の破壊等に警鐘を鳴らし、自分の人生と同じ苦しみを誰にも味合わせたくない。安保法制が動き出すことによって、日本が他国の戦争に参加し、戦争に巻き込まれるおそれを感じ、不安でならない、なんとしてもそれを未然に防止しなければならないと思う」という。

(4) 以上の三例は、何れも戦争のもたらす悲惨な実態と戦争の本質をリアルに語っている。そして安保法制＝戦争法がもたらすであろう事態を鋭く正確に見抜いている。

(5) この二つの訴訟の持つ意義は何か。

①第一に、二つの訴訟は、戦争法の無法性、反人権性、反平和主義、違憲性を告発し、反

立憲主義を批判したものである。その意味で高く評価される。

②第二に、提訴した原告の「戦争法」発動阻止の意欲は、貴重なものである。

③しかし、第三に、この訴訟には問題点を感じる。

④「戦争法」によって具体的な被害が多発していない段階で、抽象的危険性のみで、果たして裁判所を説得できるか。

⑤仮に説得できず敗訴となった場合、原告の善意にも拘らず、「戦争法」それ自体に「合憲」のお墨付きを与えるおそれがあるのではないか。

⑥違憲訴訟をするならば、裁判所を包囲する形で各種の大衆運動との結びつき、連繋、バックアップ、交流、オルグが必要である。このことを訴訟提起の前になすべきではないだろうか。

⑦裁判所の現状が国家権力機構の一環として果たしている役割の分析が欠けているのではないか。

④問題は「具体的な争訟性」の有無の問題である。私が思うに、「戦争法」は確かに違憲で反立憲主義、反平和主義、反平和主義、反人権的なのであるが、憲法訴訟を提起し得るだけの「具体的な争訟性」を備えているか、ということである。つまり機が熟していないのではないかということである。

そしてこのような段階では、裁判所によって違憲訴訟は斥けられるのではないだろうか。

(6) しかし、このような法的問題点は、今後の戦争法廃絶運動のなかで必ずや克服されるであろう。

(7) 反立憲主義を批判し、しかし、最後に、この訴訟に踏み切った原告及び原告代理人の意欲と使命観には、深い敬意を表す。その使命感は、「安保法制違憲・差止請求」の「訴状」の末尾に記されていることから窺い知ることができる。長文だが引用しておこう。

「第6 おわりに

新安保法制のうち、これまでの政府の憲法解釈においても許されないものとして確立した憲法9条の規範内容を覆して集団的自衛権の行使等を容認する法条は、明らかに憲法9条に違反し、また、憲法改正手続を潜脱して立憲主義を蹂躪するものである。

ところが、政府・与党は、新安保法制法案の国会審議において、この法案の違憲性を指摘する多くの憲法学者の見解や国民・市民の声に対し、砂川事件最高裁判決（昭和34年12月16日大法院判決刑集13巻13号3225頁）を持ち出し、憲法の番人である最高裁は集団的自衛権も個別的自衛権も区別せずに自衛権を認めており、この法案における政府の憲法解釈は同判決と軌を一にしているとして、同判決をその正当化の根拠とし、さらに、最後は最高裁が決めることだ等と強弁して、裁判をかわそうとした。実際には同判決は集団的自衛権について何も触れておらず、政府・与党が同判決を持ち出すのは牽強附会も甚だしく、このような議論がもっともらしく通用してしまうこと自体嘆かわしい。

しかし、たしかに憲法81条は、「最高裁判所は、一切の法律、命令、規則または処分が憲法に適合するかしないかを決定する終審裁判所である」と規定し、最高裁判所を終審とする司法の違

憲審査権に、憲法の最高法規性（憲法 98 条 1 項）の確保を負託している。そうであれば、新安保法制が成立したとして施行された現在、まさに裁判所こそが、具体的な争訟性を有する事件の裁判を通じて、最高裁判例の曲解の是正を含め、「憲法の番人」であることの威厳に基づいて、この法律の憲法適合性について正面から判断を示し、国民から負託されたその使命を積極的に果たすべきである。

日本の安全保障の体制がいかにあるべきかについては、人により、立場によって、異なりうる。しかし、最低限、立憲主義を共通の根本理念とする限り、憲法の条項はとりわけ立法権、行政権によって遵守されなければならない、時の政府の解釈によってその内容が改変され、憲法に違反した立法によって憲法、特にその基本原理を否定することは決して許されない。それは、立憲主義国家の自己否定である。

新安保法制は、その禁を犯すものであり、しかも、それによって、日本の国のあり方を根本から変えてしまいかねないものである。

この訴訟は、具体的な争訟性を有する違法が事件であって、原告らは、その審理、判断を通じて、こうした国・政府の重大な過ちを正し、その過ちから原告ら国民・市民の基本的人権を守り、それを通じて立憲主義と平和主義のあるべき指針を明らかにしたいと願うものである。裁判所が、その権限を十全に発揮し、その職責を全うして、国民・市民の負託にこたえられんことを強く期待するものである。

(8) ここで国側がいかなる答弁書を提出しているかの概要を記す。但し極めて長文なので、「はじめに」の部分のを要約して記すことにする。

①本件差止請求については、原告らが差止を求める本件命令等ないしはそれに係る事実行為は、「処分」（行政法 3 条 2 項）に当たらない。

②本件各差止請求は、原告自身の主観的利益に直接関わらない事項に関し、国民として一般的資格・地位をもってされたものであって、法律上の争訟に当たらない。

③原告適格及び損害の重大性に要件を欠くので不適法であることが明らかである。

(9) 右のような「答弁書」の法的根底にあるのは次の 3 点である。

①「平和的生存権」は、国賠法上、保護さ

れた権利ないし法的利益とは認められず、具体的権利性が認められないこと。

②生命、身体の安全を含む「人格権」は、国賠法上保護された権利ないし法的利益と認められないこと。

③「憲法改正・決定権」も、国賠法上、保護された権利ないし法的利益とは認められないこと。

(10) しかし、右の国側の「答弁書」の法的根底の奥底にある法的利益論は、人民を国家（政府）の従属物に貶める思想である。

(以上で「一 「違憲訴訟問題」は今号で終わり。次回は「二 違憲訴訟問題」に入ります。次回で 2016 年 4 月が終了し、5 月に入ります。)